



あなたの想いを未来へ託す。 それが、ちばぎんの「遺言信託」です。

ご自分が、一生かけて築き上げられたご資産や、先代から引き継ぎ、一生懸命守ってきたご資産も、「相続」によって配偶者や子供、孫へと引き継がれます。

「相続」を円満に進めてほしい、というのは誰しも願うことですが、現実の遺産相続は、想像以上に手間がかかるもので、時には困難を伴うものです。相続の際のトラブルを防ぎ、遺す人の意思を相続人に引き継ぐための最善の方法。それが、「遺言制度」です。

ちばぎんでは、お客さまの「遺言」に関するご相談から、実際の遺言書の作成・保管・執行に至るまで、トータルでサポート。お客さまのご意思を生かすお手伝いをいたします。

遺言では、以下のようなことが指定可能です。

1 財産処分に関すること

- 第三者への遺贈
お世話になった、家族や親族以外の方でも、遺産を譲渡することができます。
- 寄付行為
各種の基金や団体などに、遺産を寄付することができます。

2 相続に関すること

- 法定相続分と異なる相続割合の指定
「特にお世話になった親族へ重点的に割り当てる」等、分配割合を指定できます。
- 相続人ごとに相続させる財産の特定
「長男には家と土地、次男には株」というように、特定の相続財産の相続人を指定できます。

3 遺言の執行に関すること

- 遺言執行者の指定
遺言内容の実現を確実にするために、遺言執行者を指定できます。

4 身分に関すること ちばぎんの「遺言信託」ではお取り扱いできません。

- 認知
- 未成年後見人の指定